29. 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による石炭、鉄及び鉄鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定するとともに、この規定は以下のものには適用されないことを決定する。

（a）調達国が、信頼できる情報に基づき、北朝鮮外を原産地とする石炭であって、羅津（羅先）港からの輸出のみを目的として北朝鮮を通じて輸送されたと確認するもの。ただし、当該国が、事前に委員会に通報し、かつ、そのような取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合に限る。

（b）専ら生計目的のためであり、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係であると決定された取引。

30. 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレア・アースの直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による北朝鮮からのこれらの物資（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定する。

31. 全ての国が、自国民による若しくは自国の領域からの又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による航空燃料（航空ガソリン、ナフサ型のジェット燃料、ケロシン型のジェット燃料及びケロシン型のロケット燃料を含む。自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の北朝鮮の領域への販売又は供給を防止することを決定するとともに（ただし、委員会が事前に個別の案件に応じてそのような製品の北朝鮮への移転は検証された不可欠な人道上の必要性によるものであり、その運搬と使用を効果的に監視するための取決めに基づくものであるとして承認した場合を除く。）、また、この規定は、北朝鮮外における民間旅客機に対する、専ら北朝鮮への飛行及び帰りの飛行の間に消費される航空燃料の販売又は供給に関しては適用されないことを決定する。

32. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定により課された資産凍結は、北朝鮮政府の機関若しくは朝鮮労働党、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される北朝鮮外にある全ての資金その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連していると国が決定するものに適用されることを決定し、さらに、北朝鮮を除く全ての国が、自国民又は自国の領域内の個人若しくは団体により、資金、その他の金融資産及び経済資源が、そのような個人若しくは団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、若しくはそれらにより所有され若しくは管理される団体に対し、又はそれらの利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定するとともに、これらの措置は、国際連合及びその専門機関及び関連機関への北朝鮮使節団、又は北朝鮮の他の外交及び領事使節団の活動を実施するために必要とされる資金、その他の金融資産及び経済資源、並びに委員会が、人道支援の輸送、非核化又はこの決議の目的に適合するその他の全ての目的のために必要とされると個別の案件に応じて事前に決定した資金、その他の金融資産及び経済資源に関しては適用されないことを決定する。

33. 各国が、自国の領域内で、北朝鮮の銀行の新しい支店、子会社及び代表事務所の開設及び運営を禁止することを決定し、さらに、各国が、事前に取引が委員会によって承認された場合を除き、自国の領域内の又は自国の管轄権に服する金融機関が北朝鮮の銀行との新しい合弁企業を設立すること、北朝鮮の銀行の持ち分を得ること、又は北朝鮮の銀行と取引関係（コルレス関係）を確立し若しくは維持することを禁止することを決定するとともに、各国が、この決議の採択から九十日以内にそのような既存の支店、子会社及び代表事務所を閉鎖し、並びにそのような北朝鮮の銀行との合弁企業、持ち分及び取引関係（コルレス関係）を終了させるために必要な措置をとることを決定する。

34. 各国が、自国の領域内の又は自国の管轄権に服する金融機関が北朝鮮において新しい代表事務所又は子会社、支店若しくは銀行口座を開設することを禁止することを決定する。

35. 各国は、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す信頼できる情報を有する場合には、北朝鮮に所在する既存の代表事務所、子会社又は銀行口座を九十日以内に閉鎖するために必要な措置をとることを決定するとともに、この規定は、委員会が、個別の案件に応じて、そのような事務所、子会社若しくは口座が、人道支援の輸送、外交関係に関するウィーン条約に従った北朝鮮における外交使節団の活動、国際連合、若しくはその専門機関若しくは関連機関のための活動、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議と適合するその他の目的のために必要とされると決定した場合には適用されないことを決定する。

36. 全ての国が、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議（8の規定を含む。）により禁止されているその他の活動に貢献し得る、自国の領域内からの又は自国の管轄権に服する者若しくは団体による、北朝鮮との貿易のための公的な及び民間の金融支援（そのような貿易に関係する自国の国民又は団体に対する輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を禁止することを決定する。

37. 北朝鮮への金の移転が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された措置を回避するために使用され得ることに懸念を表明し、そのような金の移転が、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されたその他の活動、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献しないことを確保するために、全ての国が、決議第二千九十四号（二千十三年）11の規定に定める措置を、北朝鮮を目的地又は通過地とする、金の運搬人を通じたものを含む金の移転に適用することを明確にする。

38. 金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）が各国に対して、自国の管轄区域を北朝鮮の違法な金融活動から守るために強化された相当な注意及び効果的な対抗措置の適用を要請したことを想起するとともに、加盟国に対して、ＦＡＴＦ勧告7、その解釈ノート及び拡散に関する対象を特定した金融制裁の効果的な実施のための関連ガイダンスを適用することを要請する。

39. 奢侈品に関する決議第千七百十八号（二千六年）8(a)(iii)の規定により課された措置を再確認するとともに、「奢侈品」という用語にはこの決議の附属書Ⅳに定める品目が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

40. 全ての国に対し、この決議の採択から九十日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第千八百七十四号（二千九年）に従って設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて各国を支援する努力を継続するよう要請するとともに、委員会に対し、安全保障理事会により要請された履行報告を提出したことのない加盟国に対するアウトリーチを優先させるよう指示する。